

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則（健康安全局）	49
告 示	
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....（農業施設管理課）	49
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可.....（農業施設管理課）	50
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	50
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....	50

規 則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 9 月21日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第68号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。
第3条中「第1条第3項」を「第1条第4項」に改める。
別記第1号様式中

特 定 建 築 物 の 所 有 者 等	住 所	
	氏 名	

を

特定建築物維持管理権原者	住 所	
	氏 名	
特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）	住 所	
	氏 名	

に改め、同様式の注1中(8)を(10)とし、(7)の次に次のように加える。

- (8) 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（(9)に規定する場合を除く。）にあつては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- (9) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあつては、当該者が当該権原を有することを証する書類
- 別記第1号様式の注4中「特定建築物の所有者等」を「特定建築物維持管理権原者」及び「特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）」に改める。

別記第2号様式その1の注1中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合であつて、当該特定建築物維持管理権原者の変更を伴うとき（(4)に規定するときを除く。）は、その変更後の特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- (4) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合であつて、当該者の変更を伴うときは、その変更後の当該権原を有する者が当該権原を有することを証する書類

- 附 則
- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示
北海道告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雨竜土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成22年 9 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

理事・監事の別	氏 名	住 所
	変 更 前	変 更 後
理 事 能 祖 薫	雨竜郡雨竜町字尾白利加16番地332	雨竜郡雨竜町字尾白利加2315番地13

北海道告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 1 項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成22年 9 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
東和土地改良区	北栄上幹線頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	北栄下幹線頭首工	同
同	米 原 頭 首 工	同
同	ペーパン頭首工	同
同	北第 5 支線頭首工	同
同	北第 7 支線頭首工	同

北海道告示第664号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 3 項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成22年 9 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
東和土地改良区	忠 別 川 第 2 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	忠 別 川 第 4 頭 首 工	同
同	倉 沼 川 頭 首 工	同
同	ボン倉沼川第 1 頭首工	同
同	ボン倉沼川第 2 頭首工	同

北海道告示第665号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年

法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年 9 月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 天塩郡遠別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

総 合 振 興 局 告 示 及 び
振 興 局 告 示

北海道留萌振興局告示第27号

平成22年北海道留萌振興局告示第26号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成22年 9 月21日

北海道留萌振興局長 高 田 久

1 の(1)の事項中「（交換契約により路面清掃車（ブラシ式）」を「（交換契約により路面清掃車（真空式）」に改める。